

公益財団法人 溶接接合工学振興会

木原賞に関する規定

平成 3 年 5 月 15 日 制定
平成 4 年 6 月 18 日 一部改定
平成 8 年 5 月 16 日 一部改定
平成 16 年 5 月 27 日 一部改定

1. この規定は故 木原 博 氏の遺志を体し本財団に木原賞を設け、その施行に関し取り決める。
2. 木原賞は毎年 1 回、溶接接合工学の分野における新進気鋭の研究者、技術者に授与する。
3. 受賞候補者は本会会員に限らない。
但し原則として 35 歳以下とする。
4. 受賞候補者は本会会員会社及び理事会が認める関連団体並びに本理事会の推薦によるものとする。
5. 受賞候補者については、別に定める審査委員会を組織して、受賞者を審査する。
6. 受賞者は理事会の承認により決定する。
7. 木原賞は賞状及び副賞を贈呈する。
8. この規定の改廃は理事会の決議による。